

上場商品デリバティブ清算業務における損失補償財源の拡充に伴う 「業務方法書の取扱い」等の一部改正について

I. 改正趣旨

上場商品デリバティブ清算業務における損失補償財源について、当社負担分（商品先物等決済保証準備金）の拡充に伴い、証券取引等清算業務に関する「業務方法書の取扱い」及び「商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">商品先物等決済保証準備金について、金額及びその全部又は一部が取り崩された場合に当社が取り崩された額と同額を積み立てるときの累計額の上限金額を変更する。 | <p>(備考)</p> <ul style="list-style-type: none">業務方法書の取扱い
第58条及び商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い第25条 |
|---|--|

III. 施行日

2024年12月25日から施行する。

以上

上場商品デリバティブ清算業務における損失補償財源の拡充に伴う
「業務方法書の取扱い」等の一部改正について

目次

(ページ)

1 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	1
2 商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	2

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(商品先物等決済保証準備金の積立て等)</p> <p>第58条 当社は、商品先物等決済保証準備金として<u>38</u>億7千万円を積み立てる。</p> <p>2 この業務方法書及び当社が行う商品取引債務引受業に係る業務方法書等の定めるところにより商品先物等決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、当社は、その都度、取り崩された額と同額を商品先物等決済保証準備金として積み立てる。本項の規定に基づく積立ての累計額は、<u>38</u>億7千万円を上限とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年12月25日から施行する。</p>	<p>(商品先物等決済保証準備金の積立て等)</p> <p>第58条 当社は、商品先物等決済保証準備金として<u>23</u>億7千万円を積み立てる。</p> <p>2 この業務方法書及び当社が行う商品取引債務引受業に係る業務方法書等の定めるところにより商品先物等決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、当社は、その都度、取り崩された額と同額を商品先物等決済保証準備金として積み立てる。本項の規定に基づく積立ての累計額は、<u>23</u>億7千万円を上限とする。</p> <p>3 (略)</p>

商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(商品先物等決済保証準備金の積立て等)</p> <p>第25条 当社は、商品先物等決済保証準備金として<u>38</u>億7千万円を積み立てる。</p> <p>2 この業務方法書及び当社が行う証券取引等清算業務に関して定める業務方法書等の定めるところにより商品先物等決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、当社は、その都度、取り崩された額と同額を商品先物等決済保証準備金として積み立てる。本項の規定に基づく積立ての累計額は、<u>38</u>億7千万円を上限とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年12月25日から施行する。</p>	<p>(商品先物等決済保証準備金の積立て等)</p> <p>第25条 当社は、商品先物等決済保証準備金として<u>23</u>億7千万円を積み立てる。</p> <p>2 この業務方法書及び当社が行う証券取引等清算業務に関して定める業務方法書等の定めるところにより商品先物等決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、当社は、その都度、取り崩された額と同額を商品先物等決済保証準備金として積み立てる。本項の規定に基づく積立ての累計額は、<u>23</u>億7千万円を上限とする。</p> <p>3 (略)</p>